

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第4号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理並びに<u>教育委員会の権限に属する事務の教育長の専決</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 <u>教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</u></p> <p>（1）<u>第2条第9号に掲げる事務（事務局の次長及び課長、校長並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）</u></p> <p>（2）<u>第2条第13号に掲げる事務（鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）による表彰を除く。）</u></p> <p>（3）<u>第2条第14号に掲げる事務（不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するものを除く。）</u></p> <p>（4）<u>第2条第15号に掲げる事務</u></p> <p>（5）<u>第2条第19号に掲げる事務</u></p> <p>（6）<u>第2条第22号に掲げる事務</u></p> <p>（7）<u>第2条第25号に掲げる事務（特に重要又は異例な事務を除く。）</u></p> <p>2. <u>教育委員会は、必要があると認めるときは、前項</u></p>

<p>(委任事務等の処理の特例)</p> <p>第4条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の指揮を受けて処理しなければならない。</p>	<p><u>各号に掲げる事務以外の事務を教育長に専決させることができる。</u></p> <p>3 <u>教育長は、前2項の規定により専決した事務について、必要があると認めたときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(委任事務等の処理の特例)</p> <p>第5条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務<u>又は前条の規定により専決することができる事務</u>について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の指揮を受けて処理しなければならない。</p> <p>(再委任等)</p> <p>第6条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務<u>又は第4条の規定により専決することができる事務を職員に委任し、又は職員に専決させることができる。</u></p>
--	---

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。